

1. ポイント

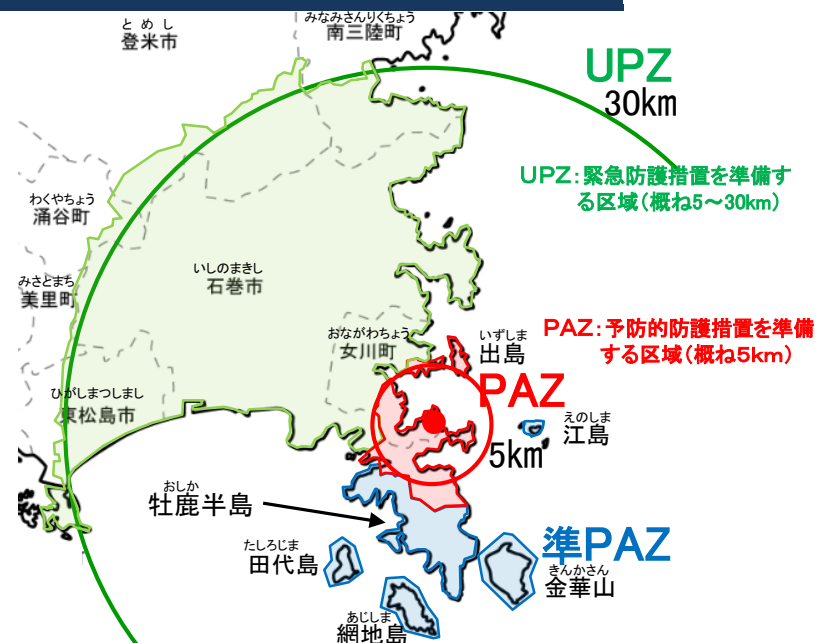
- **牡鹿半島の半島部及び周辺離島部の防護措置**
 - ・避難時にPAZ内又はその近傍を通過するPAZ外の半島部及び周辺離島部については、PAZに準じた区域(準PAZ)として設定し、放射性物質の放出される前の段階から予防的に避難等を実施
- **津波等の複合災害時の地域の実情に応じた防護措置**
 - ・東日本大震災の被災地である当該地域において、特に半島部及び周辺離島部における津波等複合災害時の状況に応じた防護措置の方法や代替避難手段を措置
- **重点区域内要避難者等の複数の避難経路、輸送手段、避難先の確保**
 - ・PAZ、準PAZ、UPZエリア内の要配慮者や要避難者の状況を把握し、それらに必要な複数の避難経路、輸送手段、避難先等を確保
- **感染症等の流行下における防護措置**
 - ・避難車両、避難所などにおける感染拡大防止策等を実施

2. 経過

- 作業部会を全26回開催し、関係者間で議論。
- 3月25日の「第1回女川地域原子力防災協議会」においてとりまとめ。
- 6月17日の「第2回女川地域原子力防災協議会」において、感染症流行下での防護措置の追加等の改定。

3. 地域原子力防災協議会での確認

- 各関係者が内容について確認の上、以下を表明。
 - ①宮城県
 - ・関係自治体等と連携して避難対策の更なる充実化を継続
 - ②国
 - ・今後も訓練による検証等により緊急時対応を改善
 - ・緊急時は原子力災害対策本部を中心に関係自治体を支援
 - ③東北電力
 - ・福祉車両の確保等、事業者として実施すべきことを確実に対応
 - ④実動組織4省庁(警察、消防、海保、自衛隊)
 - ・不測の事態には、関係自治体等からの要請・ニーズにより、必要な支援を実施
- その上で、以下のとおり確認
 - ・原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であること
 - ・原子力災害が発生した場合には関係自治体、関係府省庁等が協力して対応すること



原子力防災会議

- ・議長: 内閣総理大臣
- ・構成員: 全ての国務大臣、原子力規制委員長、内閣危機管理監等
- ・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時からの総合調整

地域原子力防災協議会

(原子力発電所の所在する地域ごとに設置)

- ・基本構成員: 各府省庁指定職級、副知事(必要に応じ、関係市町村や電力事業者も参加)
- ・緊急時対応の確認等の重要事項を協議

地域原子力防災協議会作業部会

- ・基本構成員: 関係府省庁、自治体の担当者
- ・個々の論点について、担当者間で検討
- ・地域原子力防災協議会を補佐

(参考) 女川地域における広域避難先

女川地域における原子力災害対策重点区域

関係市町	PAZ内	UPZ内		合計
	(概ね5 km)	(概ね5~30km)	準PAZ内	
女川町	547人	5,919人	48人	6,466人
石巻市	566人	143,135人	2,328人	143,701人
登米市		9,765人		9,765人
東松島市		36,478人		36,478人
涌谷町		711人		711人
美里町		113人		113人
南三陸町		1,712人		1,712人
合計	1,113人	197,833人	2,376人	198,946人

PAZ、準PAZ内市町の広域避難先



UPZ内市町の広域避難先

